

別紙 1

2027 年国際園芸博覧会屋内出展施工業務委託仕様書

1 委託業務の名称

2027 年国際園芸博覧会屋内出展施工業務

2 委託業務の目的

2027 年に神奈川県横浜市で開催される国際園芸博覧会に出展し、チューリップなどの県産花きの魅力を国内外へ発信することで、県産花きにおける担い手の確保、販売先と需要の拡大、県内の花きイベントへの観光客の誘致及び関係人口の創出を図ることとしている。

本業務は、基本展示設計に基づく、施工、管理、撤去等の業務を行うことを目的とする。

3 契約期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 30 日（火）までとする。

4 契約限度額

15,000 千円（税込）

5 期日

- (1) 施工作業日 令和 9 年 3 月 17 日（水）から 3 月 18 日（木）まで
- (2) 展 示 日 令和 9 年 3 月 19 日（金）から 3 月 28 日（日）まで
- (3) 撤 去 令和 9 年 3 月 29 日（月）

※スケジュールは変更する可能性がある。

6 屋内展示設置場所

- ・ 2027 年国際園芸博覧会会場 屋内出展施設
（神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町）
- ・ 面積 15 m² W4,500mm×D3,400mm ※別紙参照
- ・ 高さ制限 樹木・植物：4,000mm まで 植物以外の構造物：2,700mm まで
- ・ その他使用会場側の指示に従う

7 出展内容

富山県産のチューリップ等の装飾展示

別紙 1

8 テーマ

- ・ 博覧会テーマ 幸せを創る明日の風景
- ・ 本県テーマ チューリップが誘（いざな）う “ウェルビーイングとやま”
- ・ 本県の屋内出展コンセプト #saita saita TULIP DROP in TOYAMA

9 業務委託の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう十分な検討を行った上で企画提案、実施設計を行う。

(1) 展示施工管理

ア 基本展示設計に基づく、展示の設営、造作物の制作・装飾、展示期間中のメンテナンス及び撤去を行うこと。また、造作物については 3 点で構成し、内容を以下の通りとする。

a 富山の代表花きであるチューリップを中心にしたイマーシブフラワードーム

- ・ チューリップへの没入感を高める展示とし、展示期間中、良好な花の状態を維持すること。

b チューリップの多様性を感じる、知るを促進するための曲面型チューリップアートギャラリー

- ・ 富山県育成品種を含む多様な種類のチューリップを展示する。展示数の目標は 60～70 品種とし、品種名がわかるようにする。
- ・ 富山県のチューリップの歴史や品種の育成方法などを紹介する展示を行う。
- ・ 協会の開催する生産品コンペティションに参加可能な仕様とすること。
- ・ 使用花材リスト等の展示の具体的内容を含む展示計画書を作成し、別途委託者が指定する期日（令和 8 年 8 月上旬頃）までに委託者との協議を完了すること。

c ウェルビーイングとやまをテーマに豊かな暮らしや雄大な景観、観光コンテンツとしての花きの魅力、スマート農業を訴求するビジョンタワー

- ・ 県や各市町、団体の映像ライブラリーなどを活用し、動画を作成する。
- ・ 特に、県内への観光誘致につながるような映像とする。

ただし、企業名、商品名、地名・観光名所等を記載する場合やワークショップなどは PR 活動に該当するため、出展面積の 5 %以内に収めるよう留意すること。

イ 照明、電源、テーブル、イス、展示エリア案内板、品種の名称など、必要

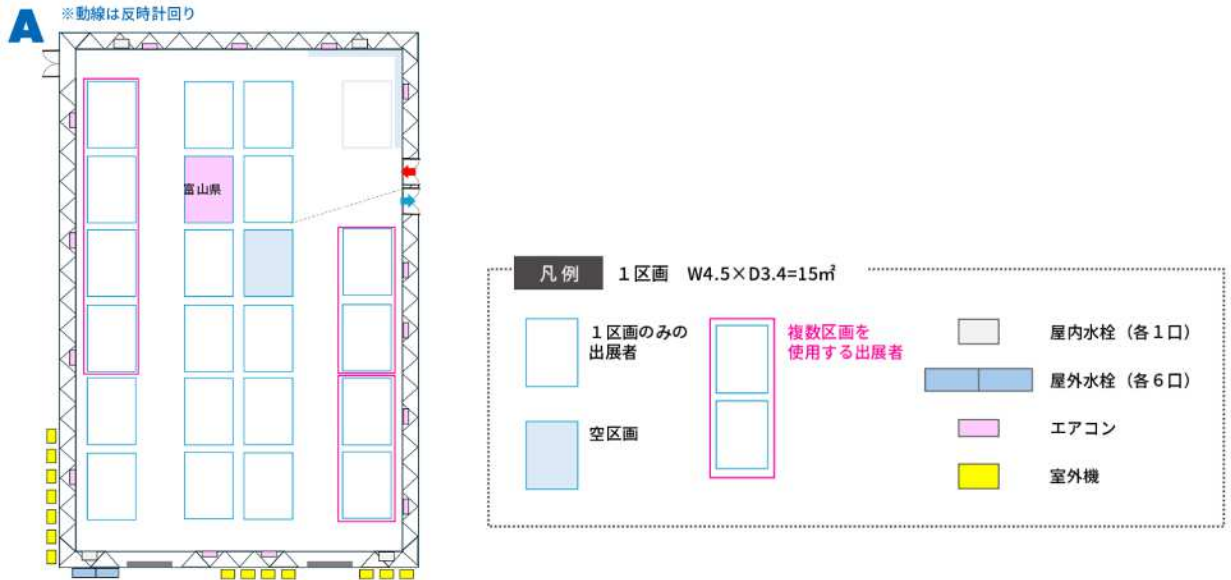
別紙 1

- ナ 資機材・消耗品等の一切を必要数手配すること。
 - ウ 業務内で発生した廃棄物の処理を行うこと。
 - エ 出展の際に発生した植物残滓等の廃棄物は持ち帰り処分すること。
 - オ 実施設計書等、施工や撤去にあたり博覧会協会が指定する書類及びその他発注者が指定する書類を作成、提出すること。
- (2) 展示する花、資材備品の調達、運搬
- 展示スペースに飾る花や花を植栽または生ける資材の調達及び調達先との調整、屋内展示を常時、良好な状態に保つための花の入れ替え、運搬を行うこと。
- また、使用するチューリップについては、富山県が指定する生産団体から仕入れること。
- (3) PRスペースの設置
- 展示入り口付近に、説明者1名が、来場者のカウント、展示への質疑応答、県内イベントチラシの配布等を行えるスペースを設置すること。
- (4) 実施設計、業務スケジュールの策定
- 実施設計ならびに制作業務まで含めたスケジュールの策定
- (5) その他
- ア 博覧会協会が加入する賠償責任保険の費用請求に対し、費用を負担すること。
 - イ 出展のための所有不動産又は動産に対し火災保険契約または動産保険契約を締結すること。
 - ウ 協会からの求めに応じて、保険証券の写し及び補償内容が確認できる保険約款などを提出すること。
 - エ 出展作品の演出に係る水道・電気利用料について、博覧会協会が指定する方法にて支払いを行うこと。
- (6) 概算費用の算出
- 上記(1)から(5)に係る概算費用を算出すること。
- (7) 報告書の作成
- 実施後、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書(様式任意)について、別途発注者が指定する期日までに提出すること。

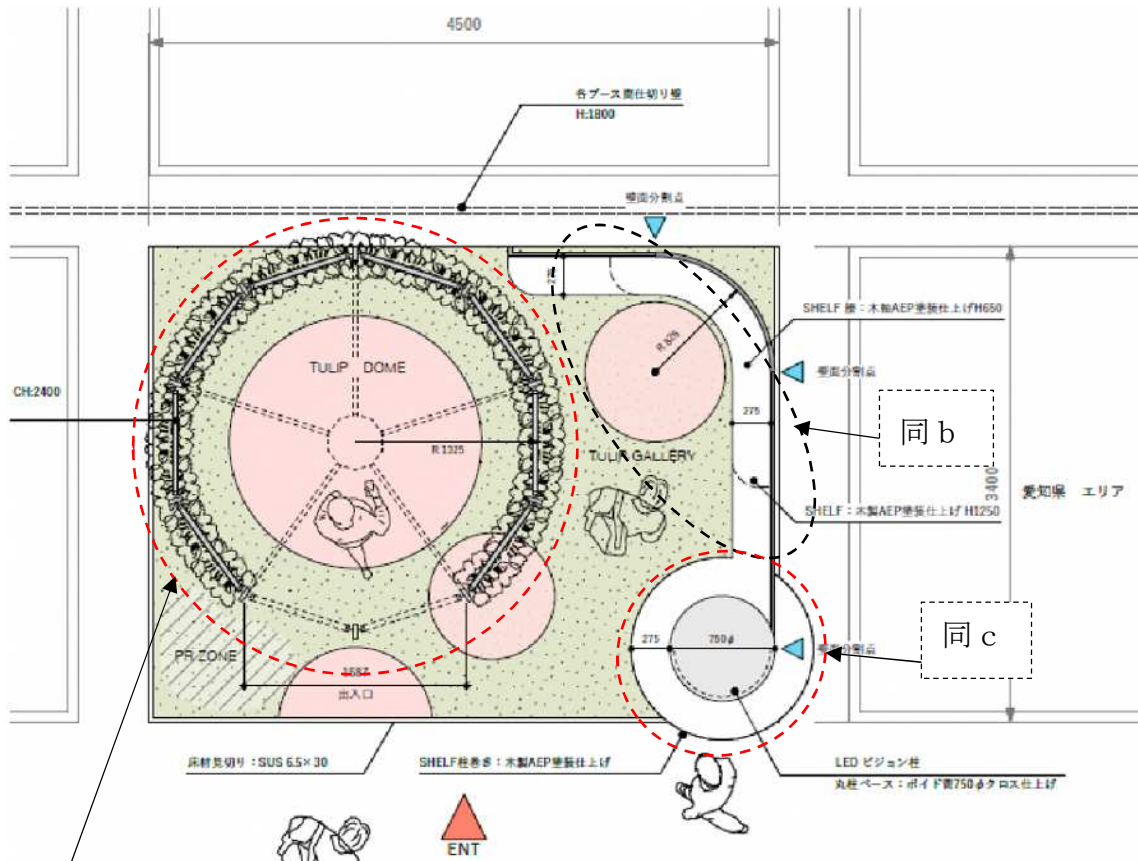
別紙 1

【参考情報】 国際園芸博覧会の本県の基本展示設計等

1 出展区画配置



2 平面図

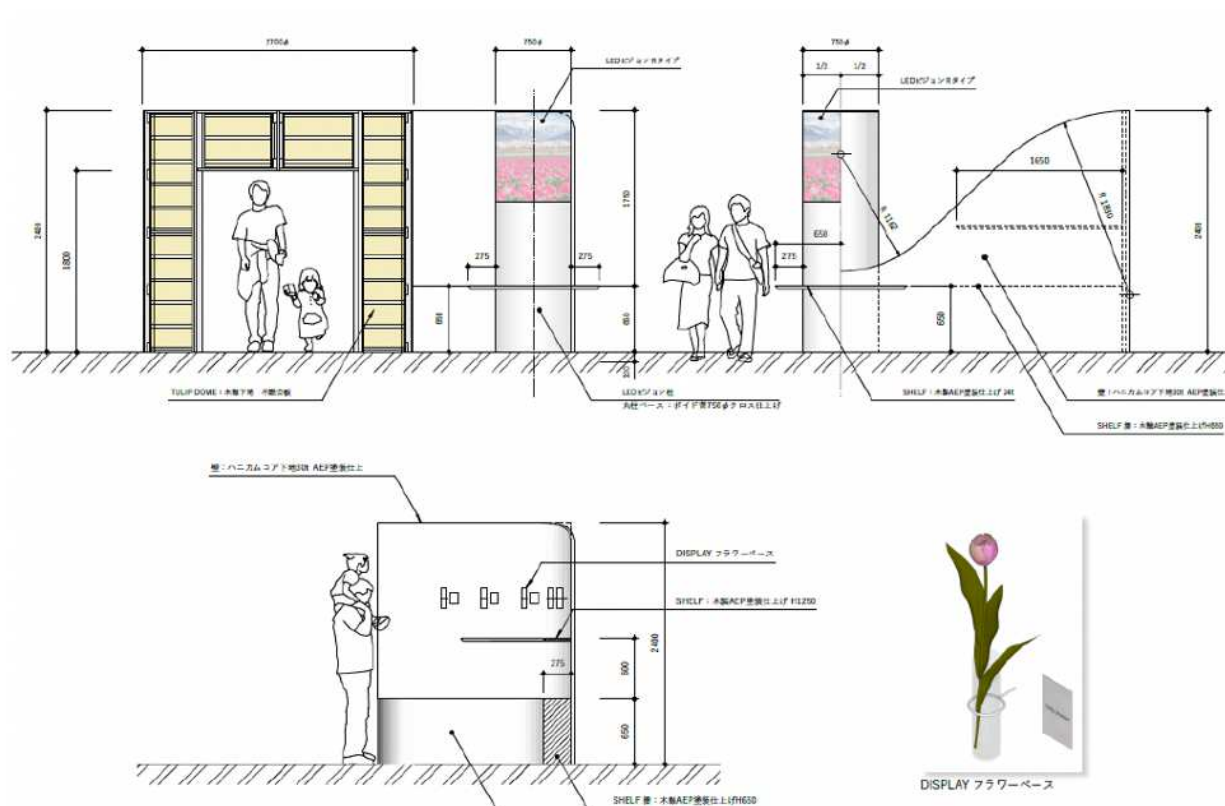


9 業務委託の内容

(1) 展示施工管理に記載のある a

別紙 1

3 立面図



写真やイラストはイメージです。

10 市町・団体との連携

本事業は、富山県と市町・富山県花卉球根農業協同組合とで構成する「富山県国際園芸博覧会出展協議会」として実施するため、富山県国際園芸博覧会出展協議会との業務委託契約となる。

11 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

別紙 1

12 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、富山県個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

13 再委託について

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で富山県の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

14 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、富山県と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 業務実施に当たっては国際園芸博覧会協会が定める規則及びガイドライン、また、持続可能性に配慮した調達コード等に留意し、遵守すること。
- (3) 富山県が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (4) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、富山県と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、富山県と協議して決定すること。